

■修了生の初任給等について

当大学は「省庁大学校」の一つで職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき厚生労働省が所管する「大学校」です。

学校教育法に基づき文部科学省が所管する高等教育機関である「大学」と異なるため、学位の取得はできませんが、国家公務員採用に係る人事院規則（昭和 44 年 5 月 1 日給実甲第 326 号『人事院規則 9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について』（最終改正：令和 4 年 3 月 31 日給実甲第 1298 号））において、専門課程修了生は「短大 2 卒」、応用課程修了生は「大学 4 卒」として、それぞれ初任給・昇格・昇給等の基準を運用することが定められています。

民間企業においては、ほとんどの企業がこれに準じていますので、就職における初任給等については専門課程修了で「短期大学」相当、応用課程まで修了すると「大学」相当であるといえます。